

質問に対する回答について

工事名) 仙台東部道路 藤田橋耐震補強工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	特記仕様書「18. 工事用プレートに関する事項」について、伸縮装置取替工に要するアスファルト混合物、生コンクリート、廃材処理の運搬車・交通規制の設置、撤去に関わる標識車、規制資材運搬車が対象車両となっておりますが、ランプ部の施工及び搬入車両、伸縮装置及びランプ部における管理職員の車両についてもプレート交付の対象とすることは可能でしょうか。	特記仕様書に記載の通りです。
2	本郷橋、小塚原橋、若林橋のランプ部作業ヤードについて、計画ではすべて高速道路内からの侵入となっておりますが、一般道からの進入が可能と思われる箇所については、一般道からの進入路築造へと変更することは可能でしょうか。	可能です。設計図及び現地状況を踏まえ、施工計画を立案願います。
3	橋台支承固定構造及び水平力分担構造の取り付け時に、ご承諾後に橋桁にアンカーを取付け、チェーンブロックを使用することは可能でしょうか。	可能です。設計図及び現地状況を踏まえて施工計画を立案願います。
4	橋台支承固定構造及び水平力分担構造の緩衝ピンについて、入札図面では S45CN の表記がありますが、同等品に変更可能でしょうか。	求める性能を満たすことが確認できるのであれば、変更可能です。
5	橋台支承固定構造及び水平分担構造の工場製作時の検査方法（立会またはウェアブルカメラ等での検査）と工場検査回数（全数検査または回数未定）についてご教授ください	立会い検査が必要な工場検査に関しては、新型コロナウイルス感染状況や感染症対策措置などの現地条件、Web 立会者や現地撮影者の技術力を踏まえた立会い条件を考慮して検査方法を協議します。 工場検査回数に関しては、構造物施工管理要領に準拠して行います。
6	夜間交通規制作業（伸縮装置交換等）に伴う、発注者様が想定されている資材及び作業車両等の退避場所（昼間資材置場）について、ご提示ください。	設計図及び現地状況を踏まえて施工計画を立案願います。

7	<p>特記仕様書 24-10-5 施工 (2) 及び 24-11-5 (2) 施工について</p> <p>現地橋脚等の鉄筋探査結果により、ブラケット取付孔の位置が変更となり、再設計（構造物の応力計算を伴う照査）が必要となった場合再設計は発注者様にて対応するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>必要に応じて設計者を含めた設計施工協同連絡会議（三者協議会）を開催し、対応を協議いたします。</p>
8	<p>特記仕様書 25-1 (2) 溶接検査①について</p> <p>鋼構造物を製作会社に外注する場合、同工場内で「製作から非破壊試験」迄対応可能な場合は、特記仕様書記載の通り、施工計画書（受注者自身検査）に明記し、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書を提出することで、よろしいでしょうか。</p>	<p>特記仕様書 25-1 (2) ①に記載のとおり、製作会社に外注する場合は、受注者自身或いは第三者の検査会社での検査とし、受注者自身或いは第三者の検査会社で行う旨、施工計画書に明記願います。</p>